



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 国民年金の納付猶予拡大

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 国外居住親族の扶養控除等の適用

NEWS1. 国民年金の納付猶予拡大

平成27年度の国民年金保険料の納付率は、6割程度と依然として低い状態です。保険料を未納のままにしておくと、障害や死亡といった不慮の事態が発生したときや、老齢になり年金を受け取ることのできる年齢になっても、年金を受給できないことがあります。そのため、一定の条件を満たした人については、「**保険料が免除**」されたり、一定期間について「納付が猶予」される制度が設けられています。この「**納付の猶予**」の対象となる年齢について、2016年7月1日より、30歳未満から50歳未満へ拡大されています。これまでこの制度は「若年者納付猶予制度」と呼ばれてきましたが、対象が若年者以外にも広がりました。これにより、50歳未満の年取が少ない人が、国民年金の保険料を払えないときに、「**納付猶予**」を申請することができるようになりました。

「**納付猶予**」された期間中に障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。また、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な**受給資格期間**にカウントされます。ただし、老齢基礎年金の**受給額**については、納付していないものとして扱われるため、増えることはありませんが、保険料を後から納付する場合には、通常、過去2年分(平成30年9月30日までは、「5年の後納制度」を実施中)のみとなっていますが、納付が猶予された期間については、10年間の納付が可能となります。

ちなみに納付の猶予は2015年3月で44万人が利用しています。

詳細は以下をご参照ください。 <日本年金機構「保険料を納めることが、経済的に難しいとき」>

<http://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150428.html>

NEWS2. (書籍の紹介)

大人のための「書く全技術」 齊藤 孝

齊藤孝の「書く技術」の集大成!! メールや企画書作りなど、社会人が仕事で成功するために必要な技術のすべてを、齊藤孝がわかりやすく詳しく解説します。終章には、書くために役立つ究極の40冊リスト付き!

あなたの「書く力」、学生レベルで止まっていますか? メールや企画書の書き方で仕事の成否が決まります! 出世への一番の近道は「書く力」を強化すること!

実はかなり重要な「書く技術」。意識的に技術の習得に努め、書くことに注意を払おうとを感じる一冊です。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣

052-571-5480
0563-57-7850

Question

現在、外国人の従業員が在籍しているのですが、平成28年の支給する給与から源泉所得税や年末調整についての扶養控除で改正があったと聞きました。どのような改正になったのか教えてください。

Answer

扶養控除等の判定について、以前よりもかなり厳しくなりました。今後は一定の資料の提出又は提示が必要になり、その資料を基に扶養控除の可否を判定することになります。



【解説】

平成27年度の所得税税制改正により、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき給与等の源泉徴収や年末調整に当たって、給与等の支払を受ける居住者の方が、国外に居住する親族について、扶養控除等(扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除)の適用を受ける場合には、その親族に係る「**親族関係書類**」及び「**送金関係書類**」を、給与等の支払者に提出又は提示する必要があります。

手続	適用を受けようとする控除	必要書類	提出又は提示する時期
給与等の源泉徴収	扶養控除、配偶者控除 又は障害者控除	親族関係書類	扶養控除等申告書を提出するとき
給与等の年末調整	扶養控除、配偶者控除 又は障害者控除	送金関係書類	年末調整を行うとき
	配偶者特別控除	親族関係書類及び 送金関係書類	配偶者特別控除申告書を提出するとき

また、平成28年分以後の確定申告において、国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

ただし、給与等の支払者に既に提出し、又は提示したこれらの書類については、その必要はありません。

また、「親族関係書類」及び「送金関係書類」が外国語で作成されている場合には翻訳文も必要になります。

○「親族関係書類」とは

次の①又は②のいずれかの書類で、国外に居住する親族が居住者の親族であることを証するものです。

① **戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類**及び**国外居住親族の旅券の写し**

② **外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類**で、国外に居住している**親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるもの**に限ります。

一つの書類で親族関係が証明することができない場合には、複数の書類の組み合わせで親族関係であることを明らかにする必要があります。また16歳未満の扶養親族であっても、障害者控除を受ける場合には、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示が必要です。

○「送金関係書類」とは

その年の①又は②のいずれかの書類で、居住者が国外に居住する親族の生活費や教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

①金融関係の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外に居住する親族に支払をしたことを明らかにする書類

②いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外に居住する親族がそのクレジットカードを提示して商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領したことを明らかにする書類をいいます。

送金関係書類については以下のような場合扶養控除等の適用を受ける事が出来なくなるため、注意が必要です。

- ・現金手渡しをしている・・・送金関係書類が存在しないため。
- ・他の親族分も含めて親族1人に一括送金している・・・送金関係書類が1人分になってしまうため全員分の適用ができない。

参考資料等

国税庁「**国外居住親族に係る扶養控除等の適用について**」

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人

名古屋事務所 朝日だより担当 海津・神山

052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣

0563-57-7850